

## 東京都障害者の理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の構成と基本的な考え方についての意見

伊藤久雄（認定NPO法人まちぽっと理事）

### 1. 目的

基本的な考え方については理解しますが、次項の定義が重要です。それぞれの定義を明確にすることを求めます。

### 2. 定義

① 傷害、障害者、社会的障壁、共生社会、傷害の社会モデルについて定義することは理解します。問題はその定義の内容、言葉（字句）です。当事者団体ヒアリングを踏まえた定義にすることを求めます。

② 次項の基本理念とも関連しますが、間接差別・複合差別についてです。「条例検討部会—これまでのご論の詳細—」では「今後の事例や判例の蓄積等を踏まえて検討する必要がある」としています。複合差別について配慮規定をもうけることは理解しますが、間接差別についても少なくとも定義しておくことは必要だと考えます。

### 3. 基本理念

前項とも関連しますが、間接差別についても基本理念として明確にしておくことを求めます。

### 5. 都民及び事業者の責務

「都の施策に協力するよう努める」となっていますが、「協力するものとする」とするべきです。都の施策に協力することは当然の責務だと考えます。

### 6. 区市町村との連携

（1）（2）とも努力義務なのは理解できません。ともに「連携して実施する」「支援を行う」とすべきです。

### 7. 障害を理由とする差別の禁止

（1）「障害者の権利利益を侵害してはならない」と明記していることは評価します。

（2）「意思の表明があった場合において建設的な対話を行う」と明記したことは評価します。しかし「その実施に過重な負担がないとき」というのは「過重な負担」があいまいであると思います。条例検討部会においてもさまざまな議論があったようですが、規則で明確にすることも含めて対応することを求めます。

### 8. 障害を理由とする差別に関する相談体制

広域支援相談員の職務内容は非常に幅広いものとなっています。したがって、条例事項ではありませんが、非正規職員ではなく正規職員の配置を求めます。

### 9. 障害を理由とする差別に関する紛争解決の体制

調整委員会の構成が課題です。少なくとも委員の半数は障害当事者から選任すべきこ

とを求めます。

10. 情報保障の推進

努力義務ではなく、「必要な施策を講ずる」とすべきです。

11. 言語としての手話の普及

前項と同様、「必要な施策を講ずる」とすべきです。

12. 教育の推進

同様に、「正しい知識を持つための教育を行う」とすべきです。

13. 交流の推進

同様に、「その相互理解を促進する」とすべきです。

14. 事業者による取組支援

同様に、「必要な施策を講ずる」とすべきです。

99. その他

今回の東京都障害者の理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の構成と基本的な考え方は、「基本的な考え方」であって、条例案ではありません。したがって、意見を提出するには、参考資料を精読しても難しいと感じました。

都は従来も「中間のまとめ」や「概要」等に関する意見提出を求めています。しかし都民や、当事者が正確な意見を提出するには、「基本的な考え方」ではなく条例案が必要だと思います。

本条例は都内の市区町村（条例策定自治体をふくむ）にも大きな影響を及ぼすと考えられる条例です。今回の意見提出状況を踏まえ、条例案として都議会に提出する以前に改めて都民の意見を求めるよう要望します。